

安全法令ダイジェスト 改訂第 6 版

ポケット版・テキスト版 2015 年 10 月 5 日第 3 刷 訂正箇所
※第 4 刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 1 0 6 作業指揮者のイラストの下に以下の説明を追加

→特別教育〈安衛則 36 条〉

● 足場の組立て、解体又は変更の作業（地上又は堅固な床上の補助作業除く）
現に同作業に従事しているものは平成 29 年 6 月 30 日まで適用外

P 1 1 2 右中段 イラストの説明

【訂正前】親網

【訂正後】親綱

P 1 1 2 右中段 イラストの説明

【訂正前】巾

【訂正後】幅

P 1 1 4 右中段

【訂正前】縁網

【訂正後】縁綱

P 1 1 4 右中段

【訂正前】吊り網

【訂正後】吊り綱

P 1 3 9 右上段イラスト

【訂正前】溶接用ホルダー

【訂正後】溶接棒ホルダー

P 1 4 4 メタンの分子量

【訂正前】17

【訂正後】16

P 1 9 8 下部緑枠内説明

【訂正前】●事業者の行うべき調査等〈安衛法 28 条の 2〉

原材料、ガス、蒸気、粉じん等の有害性等を調査し必要な措置を講ずるよう努める

【訂正後】●事業者の行うリスクアセスメント

・SDS の交付義務のある物質については有害性等を調査（リスクアセスメント）しなければならない（安衛法 57 条の 3）

・建設物、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による危険性・有害性（上記の物質に関する危険性・有害性を除く）を調査（リスクアセスメント）し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない（安衛法 28 条の 2）

P 2 3 0 石綿作業主任者 準拠条項

【訂正前】安衛令 6 号 18 号

【訂正後】安衛令 6 号 23 号

P 2 5 2 以下の文に全面差し替え

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日公示）

事業者は SDS（安全データシート）の交付義務のある化学物質等について危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施する義務を負う（安衛法 57 条の 3）。指針では、リスクアセスメントからリスク低減措置までの一連の実施手順等を定めている。

また、上記以外の物質についてもリスクアセスメントを実施する努力義務が課されている（安衛法 28 条の 2）。このリスクアセスメントについても、上記指針に準じて取り組むよう努めるべきとされている。

本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステム（14 ページ参照）」に定める「危険性又は有害性等の調査の実施」の具体的実施事項として位置づけられる。

●実施時期（1～3 は必須、4～6 は努力義務）

1. 化学物質等を原材料等として新規に採用・変更したとき
- ②化学物質等を製造・取り扱う業務の作業方法・手順を採用・変更したとき
- ③化学物質等による危険性・有害性について変化が発生したとき（そのおそれがあるとき含む）
- ④労働災害が発生し、過去のリスクアセスメント等の内容に問題があるとき
- ⑤前回リスクアセスメントから一定期間が経過し、機械設備等の経年劣化・知識経験の変化・新たな知見の集積等があったとき
- ⑥取扱い物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加されたとき等

●実施内容（1～3、5 は必須、4 は努力義務）

1. 化学物質等による危険性・有害性の特定
- ②リスク（作業方法・設備等により危険を及ぼすおそれ、危険・健康障害の程度）の見積り
- ③上記②に基づくリスク低減措置の内容の検討
- ④上記③のリスク低減措置の実施
- ⑤リスクアセスメント結果の労働者への周知

●実施体制

安全衛生管理組織（13 ページ参照）の設置状況に応じ、リスクアセスメントの実施体制を整備

- ・総括安全衛生管理者が選任されているときはその者が統括管理
- ・安全管理者・衛生管理者が選任されているときはその者が実施を管理
- ・必要な能力を有する者の中から「化学物質管理者」を選任するのが望ましい
- ・安全衛生委員会等が設置されている場合はその委員会で調査審議
- ・化学物質管理者のほか必要に応じ専門的知識を有する者を参画させる
- ・労働衛生コンサルタント等の外部専門家の活用が望ましい

●元方事業者の留意点

- ・混在作業（自社労働者と関係請負人の労働者が同一の場所で作業）についても、リスクアセスメ

ント等の対象とする

・関係請負人のリスクアセスメントの円滑な実施に資するよう、元方事業者が実施したリスクアセスメント等の結果を提供する

P 2 5 7 一の場所 説明文中

【訂正前】 作業現場こと

【訂正後】 作業現場ごと

P 2 6 5 中下段 表内 アセチレンの上限界

【訂正前】 81.0

【訂正後】 100